

由利本莊総合防災公園 管理運営計画(案)

※第3回検討委員会終了時点

(H28.7.14現在)

平成28年 月 日
由利本莊市

目次

はじめに

管理運営計画の策定にあたって

1. 管理運営計画の目的

I章 施設の概要

1. 施設の概要

II章 由利本荘総合防災公園の基本理念・方針

1. 基本理念
2. 基本方針
 - (1) 広域スポーツ交流拠点の創出
 - (2) 市民の安全な暮らしを支える防災拠点の創出
 - (3) 地域住民の賑わい交流の場の創出
 - (4) 人と自然が共生する環境にやさしい拠点の創出
3. 施設の設置目的
4. 管理運営の基本的な考え方
 - (1) 生涯スポーツ活動の推進
 - (2) 健康増進の拠点
 - (3) 防災拠点
 - (4) コミュニティ促進と活性化
 - (5) 地域経済の活性化
 - (6) 環境保全への配慮

III章 施設の利用方法の検討

1. 想定される主な利用方法
2. 施設に関する運営内容
 - (1) アリーナ（メイン、サブ）、武道場（柔道場、剣道場）に関する運営内容
 - (2) トレーニングルームに関する運営内容
 - (3) フィットネススタジオに関する運営内容
 - (4) 屋外施設に関する運営内容
 - (5) コミュニティ施設に関する運営内容

IV章 利用規則

1. 利用規則の方針
 - (1) 利用者の利便性の確保とサービスの向上
 - (2) 貸館事業の推進

2. 利用規則の内容

- (1) 休館日、開館時間の決定方法について
- (2) 休館日(案)について
- (3) 開館時間(案)について
- (4) 利用時間枠について
- (5) 利用割合について
- (6) 連続利用日数について
- (7) 利用料金(案)について
- (8) 利用料金の決定方法について
- (9) 基本となる施設利用料金(案)について
- (10) 設備等利用料金(案)について
- (11) 優先利用について
- (12) 一般利用予約の優先順位について
- (13) 施設利用申請書の提出期限について
- (14) 利用料金の納付について
- (15) 利用料金の返還について
- (16) 施設利用料金減額、免除の考え方について
- (17) 施設利用料減額、免除取扱(案)について

V章 事業計画

1. 事業計画の方針

2. スポーツ振興

- (1) 地域スポーツ関連団体や指導者等との連携支援
- (2) 地域のスポーツ情報の受発信
- (3) スポーツ行政への協力業務
- (4) イベント・大会・合宿等の誘致

★由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッション

3. 健康増進振興

- (1) 健康増進事業例

★健康の駅プロジェクト

4. 地域コミュニティ促進

- (1) 日常的に訪れたいくなる環境づくり
- (2) 地域活性化拠点施設となる取り組み

5. 防災拠点の機能維持

- (1) 予防措置の実施
- (2) 災害備蓄品の管理

6. 自主事業

- (1) 自主事業の考え方
- (2) 具体的な自主事業案

VI章 開館準備

1. 開館に関する業務内容
 - (1) 運営・維持管理体制の確立及び業務従事者等の研修
 - (2) 年度事業計画書の策定
 - (3) 利用申込受付
2. 開館記念事業
 - (1) 開館式典の実施
 - (2) 開館記念イベントの実施

VII章 人員配置

1. 総括責任者の配置
2. 防火管理者の配置
3. 維持管理業務責任者の配置
4. 業務従事者の配置
5. 法令で定められた資格者の選任
6. 従事者に対する研修の実施
7. 組織図案
8. 基本人員配置シミュレーション

VIII章 安全管理業務

1. 緊急時への対応
 - (1) 緊急時・災害時の対応
 - (2) けが人・急病人等への対応

IX章 災害時における機能転換

1. 災害時の施設機能
 - (1) 施設の機能転換
2. 災害時の敷地内利用計画
 - (1) 災害時の敷地内動線
 - (2) 災害発生の状況と時間に合わせた敷地利用計画
3. 災害時の建物内利用計画
 - (1) 避難計画人数
 - (2) 屋根付グラウンドの利用計画
4. 災害時のための設備等の充実
5. 災害時を想定した平時の施設利用

X章 維持管理業務

1. 建築物・設備の保全業務
 - (1) 予防保全による業務の実施
 - (2) 法定点検
2. 屋外の保全業務
 - (1) 公園等の植栽管理業務
 - (2) 除雪管理業務
 - (3) 駐車場・駐輪場管理業務
3. 環境衛生維持業務
 - (1) 清掃業務
 - (2) 環境衛生管理業務
4. 保安警備業務
 - (1) 開館時間外における機械警備の運用
 - (2) イベント時などおける警備
5. 備品等保守管理業務

XI章 事業収支計画

1. 収支構造の概要
2. 収支計画の方針
3. 維持費の推計
4. 指定管理料の推計

XII章 今後の検討課題

1. 東北有数のアリーナとしての設備等の充実
2. 災害時の運営に関する事項
3. 市と指定管理者の業務分担の詳細な検討
4. 管理運営に係る市の組織に関する検討

はじめに

管理運営計画の策定にあたって

1. 管理運営計画の目的

由利本荘総合防災公園（以下、「総合防災公園」）の実施設計を補完し、市民ニーズに沿ったより良い運営を行うことを目的として、新たな施設の活用方法や、適正かつ効率的な施設の維持管理並びに運営業務（以下、「管理運営業務」という）について、県内外の類似施設の管理運営状況や好事例などを参考に、利用規則や事業計画及び収支計画など管理運営に直接係る具体的内容を検討し取りまとめ、施設の機能を最大限に発揮し、利便性の高い施設運営を実現するための管理運営計画を策定する。



I 章 施設の概要について

1. 施設の概要

- 公園名称 由利本荘総合防災公園
- 建物名称 (仮称)由利本荘アリーナ
- 所在地 由利本荘市石脇字田尻野地内
- 敷地面積 約 96,800 m²
- 延床面積 16,966 m²

○諸室等

アリーナゾーン	メインアリーナ (3,458 m ²)、サブアリーナ (640 m ²) 剣道場 (2面 665 m ²)、柔道場 (2面 665 m ²) トレーニングルーム (152 m ²) フィットネススタジオ1 (64 m ²) フィットネススタジオ2 (52 m ²)、鳥海ラウンジ (177 m ²) など
コミュニティゾーン (コミュニティ施設兼簡易宿泊施設)	会議室 (132 m ²)、調理室 (58 m ²)、小会議室・防災対策室 (52 m ²) 大宿泊室兼多目的室 (200 m ²)、小宿泊室兼多目的室 (16 m ²) ミーティングラウンジ (177 m ²) など
屋外ゾーン	多目的広場 (15,088 m ²)、屋根付グラウンド (1,606 m ²) など

Ⅱ章 由利本荘総合防災公園の基本理念・方針

1. 基本理念

「すべての市民が安全・安心・快適に利用できる複合型交流拠点の創出」

2. 基本方針

(1) 「する」「観る」「支える」スポーツの推進

すべての市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会を創出し、安全かつ公正な環境のもとでスポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現できる場とする。

(2) 広域スポーツ交流拠点の創出

施設のスケールメリットや、国際規格に即した競技備品及び東北有数の設備機能を整備することで、プロスポーツの公式戦や各種スポーツの全国大会、イベント等の開催（誘致）し、市内外からの誘客を図る。また、老朽化した体育館等の機能の補完拡充のほか、屋根付きグラウンドを活用し、一年を通じた市民の健康増進の場とする。

(3) 市民の安全な暮らしを支える防災拠点の創出

大規模災害にも対応可能な広域防災拠点として整備を行う。標高17.5mに位置する当該地は広大な面積を有することから、各施設に防災の機能も併せ持たせる。

(4) 地域住民の賑わい交流の場の創出

周辺地域住民の交流の場としてのコミュニティ施設を整備する。

(5) 人と自然が共生する環境にやさしい拠点の創出

環境にやさしく、かつ災害時にも有効利用が期待できる再生可能エネルギーの導入を検討する。

3. 施設の設置目的

本施設は、災害に強く、市民の暮らしを守る防災拠点を担うとともに、スポーツ及びレクリエーションの普及振興並びに健康づくり、文化向上を図り、これらの取組みを通じて地域コミュニケーションを形成し、地域活性化に寄与することを目的として設置する。

4. 管理運営の基本的な考え方

「施設の設置目的」を踏まえ、施設の管理運営にあたっては、すべての市民の健康増進拠点としての役割を果たすとともに、安全・安心・快適な環境の下、健康・スポーツ活動の拠点として市外、県外からも多くの人々が集い、賑わいや交流人口を創出し、スポーツと地域経済の活性化が融合するよう、その役割を果たしていくこととする。

(1) 生涯スポーツ活動の推進

市民のスポーツ文化の創造・発信拠点として、市民の誰もが、いつでも気軽にスポーツ活動に参加できる機会を提供することで、生涯スポーツ活動の推進に寄与する。

- ① さまざまなスポーツやレクリエーション等に参加できる機会を幅広く提供する。
- ② 広域的なスポーツ大会やプロリーグなどの誘致・開催に積極的に努める。
- ③ 市民のスポーツ活動を支える、指導者の育成やスポーツボランティアの育成に努める。
- ④ 利用者サービスの向上に努め、施設の利用促進を図る。
- ⑤ 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させる。

(2) 健康増進の拠点

市民の健康増進の拠点として、個々の健康に関するニーズに対応する。

- ① 生活習慣病予防や介護予防等に対応するさまざまなプログラムを提供する。
- ② 健康に関する啓発活動や情報提供に努める。

(3) 防災拠点

市民の暮らしを守る防災拠点として、被災時には地域と連携し、避難所として利活用できる施設とする。

- ① 日頃から有事に備え、機器等適正な保守に加え、防災訓練・教育などを実施する。
- ② 有事の際、速やかかつ的確な対応が行えるように、マニュアルや連絡体制等を整備する。

(4) コミュニティ促進と活性化

地域コミュニティの拠点として、賑わいを創造し、市民並びに利用者のコミュニティ促進と活性化に努める。

- ① 市民活動団体等の育成・支援を通じ、市民の自主的な活動並びに活性化に寄与する。
- ② 地域との積極的な連携を通じ、市民力の活用に努める。

(5) 地域経済の活性化

地域経済活性化に寄与する管理運営を行う。

- ① 全国、東北、全県規模大会の開催、スポーツ合宿及びコンサート等の誘致活動にも積極的に取り組む。
- ② 市内企業の活用や市民の雇用に積極的に努める。

(6) 環境保全への配慮

地域の環境保全に配慮した管理運営を実施する。

- ① 省エネルギー、ごみの最終排出量の縮減などに努め、環境に配慮した施設とする。
- ② 市民並びに利用者に環境保全等の啓発活動を行う。

Ⅲ章 施設の利用方法の検討

1. 想定される主な利用方法

本施設の機能を発揮する効果的な活用に向け、施設ごとの利用方法を検討する。特に、東北地方でも大規模な面積を誇るメインアリーナでは、Bリーグをはじめとしたプロスポーツの興行のほか、大規模スポーツ大会、コンサートや展示会などの利用も期待される。

また、屋外施設では、臨時駐車場や多目的広場などを活用することにより、地域の賑わいづくりや活性化にも寄与する。

このようなことを踏まえ、それぞれの施設での利用方法を想定した運営内容等を検討する。

【総合防災公園の専用貸出が可能な施設と想定される利用】

利用方法 施設名	一般				大会 イベント				自主事業				有料興業				個人開放				
	市 民	団 体	市 ブ ロ	市 ブ ロ	市 民	団 体	市 ブ ロ	市 ブ ロ	市 民	団 体	市 ブ ロ	市 ブ ロ	市 民	団 体	市 ブ ロ	市 ブ ロ	市 民	団 体	市 ブ ロ	市 ブ ロ	
アリーナゾーン																					
メインアリーナ	○	○			○	○	○	△	○	○				△	△	○	○	△			
サブアリーナ	○	○			○	○	○	△	○	○				△	△	○	○	△			
武道場(剣道)	○	○	○		○	○	○		○	○											
武道場(柔道)	○	○	○		○	○	○		○	○											
トレーニングルーム	○	○							△	△							○	△			
スポーツスタジオ	○	○							○	○							△	△			
多目的室兼選手控室	○	○	○		○	○		△	○	○				△		○					
コミュニティゾーン																					
会議室	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△			○	○	○	○					
調理室	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△			○	○	○	○					
宿泊室兼多目的室	△	△	△		○	○	○	△	△	△			○		○						
屋外施設																					
屋根付きグラウンド	○	○	○		○	○			○	○				△		○	○				
臨時駐車場	○	○	○		○	○			○	○				△		○					
多目的広場	○	○	○		○	○			○	○				△		○	○				

○：主として利用 △：利用の可能性有

2. 施設に関する運営内容

(1) アリーナ（メイン、サブ）、武道場（柔道場、剣道場）に関する運営内容

- ① 各諸室の稼働率向上に関する事項
 - ・アリーナなどの各諸室の稼働率向上に努め、営業や広報活動、貸出時の支援サービス等を通じ、市民等の利用団体が利用しやすい貸出区分(時間帯及びアリーナ分割の多様化)を設定する。
 - ・近隣住民、町内会等のニーズに即応する利用促進策を提案する。
 - ・武道場における多目的利用(武道以外の利用に供する)の推進する。
 - ・誰もが参加しやすいスポーツ教室事業を開催する。
- ② 大会や興行等の誘致
 - ・各種競技団体等と連携し東北大会規模以上のスポーツ大会や、プロスポーツ等の試合など、「観る」スポーツ並びに文化的興行などの誘致に積極的に努める。
- ③ 個人開放事業の実施
 - ・市民等の気軽なスポーツ参加を促進することを目的として、各種目別に利用者のニーズに即応した曜日、時間帯、回数の調査し、バスケットボールやバレーボール、卓球、バドミントンなどの個人開放事業を実施する。
 - ・個人開放事業では、指導者を配置するなど、利用者へのサービスを踏まえた事業とし、手ぶらで気軽に参加が可能となるよう、用具用品の貸し出しアイテムの充実を図る。
- ④ 予防措置の実施
 - ・準備運動を啓発するなど、利用者へ自己の体調管理を呼びかけるとともに、明らかに無理な運動を行っている利用者には、必要に応じて従事者が声掛けを行うなど、けが人や急病人の予防対策を講じる

(2) トレーニングルームに関する運営内容

- ① トレーニング指導業務
 - ・トレーニングルームにおいては、健康運動指導士、健康運動実践指導者、ヘルスケアトレーナーなど有資格者を配置し、利用者の運動指導を行う。
 - ・トレーニング機器の安全な利用方法を利用者に指導するとともに、特に、初めて利用する者に対しては、初心者講習会を開催するなど、安全な運動の支援を行う。
 - ・利用者に対して運動プログラム及び健康管理プログラムを導入し、運動効果測定を実施する。
 - ・継続的な利用の促進し運動効果を最大限に発揮させるため、定期利用制度を導入を検討する。
 - ・トレーニングルーム利用者だけではなく、広く市民対象に健康指標となる体組成、体力、骨密度等の測定イベントを実施し、結果のフィードバックを行うとともに、利用促進に繋げる。
- ② 利用者の相談業務

- ・インターバル速歩の指導や健康、体力づくりなどの個別の相談業務を定期的実施する。
- ③ 安全管理業務
 - ・トレーニング機器は、始業点検を行うなど、常に安全かつ清潔に正しく使用できる状態を維持し、適時、整備及び清掃を行う。
 - ・トレーニング機器等に異常が認められた場合は、速やかに適正な措置を講じる。

(3) フィットネススタジオに関する運営内容

- ① 稼働率向上に関する事項
 - ・稼働率向上に努め、営業や広報活動、貸出時の支援サービス等を通じ、市民等の利用団体が利用しやすい環境を提供する。
 - ・トレーニングルームとの一体利用による健康運動プログラムを実施する。
 - ・継続的な利用の促進し運動効果を最大限に発揮させるため、定期利用制度の導入を検討する。
- ② 個人開放事業の実施
 - ・市民等の気軽なスポーツ参加を促進することを目的として、エアロビクスやヨガ、親子ダンスなど、個人向け開放事業を実施する。
 - ・個人開放事業では、指導者を配置するなど、利用者へのサービスを踏まえた事業を実施する。

(4) コミュニティ施設に関する運営内容

- ① 貸室業務
 - ・諸室の適正な貸出業務を実施する。
- ② 宿泊関連業務
 - ・コミュニティ施設は、宿泊機能を有する施設として使用することもできることから、各種競技スポーツ大会などの利用を通じて積極的に誘致を行い、利用促進に努める。
- ③ 宿泊者の対象
 - ・宿泊の予約にあたっては、市の体育施設、コミュニティ施設の団体利用者であることを前提とし、これらを伴わない宿泊のみの利用予約は認めないものとする。
- ④ 受付・案内に関する業務
 - ・宿泊施設の受付については、他の諸室と同様の予約受付を行う。
 - ・チェックインは午後3時～6時、チェックアウトは午前9時～10時を原則とするが、利用者の利便性を考慮して柔軟に対応することとする。
 - ・宿泊者に対しては、各室の入退室に必要なキーの管理及び交付を行う。
- ⑤ 宿泊室の管理
 - ・各室における、寝具（リネン）の整備、室内の清掃、管理を行い、衛生的な空間を提供する。
- ⑥ 浴場の管理
 - ・宿泊者がいる場合は、浴場の湯張り、清掃、整備を行う。
 - ・浴場は、利用者の割合により、適宜男女の使用を案内する。
- ⑦ 食事の提供
 - ・宿泊利用がある場合は、朝・夕食の提供が行えるようにする。

(ただし、宿泊者の意向により、それらを必要としない場合は、この限りではない。)

⑧ 警備業務

- ・ 宿泊者がいる時の夜間警備は、機械警備だけでなく、有人による警備を行う。

(5) 屋外施設に関する運営内容

① 稼働率向上に関する事項

- ・ 屋根付きグラウンドの稼働率向上に努め、営業や広報活動、貸出時の支援サービス等を通じ、市民等の利用団体が利用しやすい環境を提供する。

② 安全管理業務

- ・ 多目的広場や屋根付きグラウンド等の整備を日常的に行い、利用に支障のない状態を維持する。
- ・ 天候等の状況を把握し、雷などが発生した場合は、速やかに屋内に利用者を避難させる。
- ・ 特に夏季はこまめな水分補給や適度な休憩を促し、熱中症対策を万全に行う。
- ・ 災害や事故発生時は、宿泊者の避難誘導を的確に行う。

IV章 利用規則

1. 利用規則の方針

本施設の利用方法の基本的方針は次のとおりとする。

(1) 利用者の利便性の確保とサービスの向上

- ① 公共施設としての安全性、公平性、平等性及び効率性を担保しつつ、利用者の利便性の確保と多くの人に親しまれ、利用される施設となるようサービスに努める。
- ② 利用者調整会を定期的実施し、個人・団体等利用の調整を事前に行うことで、利用機会の増大を図る。

(2) 貸館事業の推進

- ① 本施設の効率的な運営に必要な使用料収入を確保するため、積極的な広報と営業活動を展開する。

2. 利用規則の内容

(1) 休館日、開館時間の決定方法について

- ① 休館日及び開館時間は、近隣類似施設の現状及び市民利便性を考慮し、市が条例及び規則に定め、そのとおりとする。ただし、指定管理者は、市の承認を得て、休館日及び利用時間を変更することができる。

(2) 休館日（案）について

- ① 他市体育施設の休館日
休館日は、定期メンテナンスを実施するための定期休館日および年末年始が一般的であり現状、定期休館日は週1日から月1日～2日程度に変わりつつある。
- ② 県内主要体育施設休館日

	休館日	年末年始休館日
由利本荘市総合体育館	毎月第2・第4月曜日	12月29日～1月3日
秋田県立体育館	特別メンテナンス期間(不定)	12月29日～1月3日
秋田市立体育館	整備期間(月1回不定)	12月29日～1月3日
大館樹海体育館	メンテナンス期間(年3回6日間)	12月29日～1月3日
能代市総合体育館	無休	12月28日～1月4日
横手市増田体育館	毎週月曜日	12月29日～1月3日

- ③ 休館日（案）について
県内の主要な体育館では、年末年始のみ休館日を定め、施設のメンテナンス等による不定期の休館日を設けているところが大半である。総合防災公園アリーナでは、他市の状況及び市民の利便性を鑑み、休館日を毎月第3月曜日および年末年始(12月29日～1月3日)とする。ただし、第3月曜日が祝日にあたる場合は、その翌日を休館日とする。

(3) 開館時間（案）について

① 住宅街に立地する体育施設の利用傾向（全国的な傾向）

	平日	土曜日	日曜日・祝日
午前（9：00～12：00）	多い	多い	多い
午後（12：00～16：00）	少ない	普通	普通
夕方（16：00～19：00）	普通	少ない	少ない
夜間（19：00～21：00）	多い	普通	非常に少ない

- 午前中の傾向は、平日では高齢者層・主婦層が多く、土日になると高齢者層が大きく減り、社会人や子どもが増える。
- 午後は一旦利用者が減る。平日の夕方は学校帰りの子どもたちが増える。土日祝日ではこの傾向は無い。
- 夜間は、会社帰りの社会人で利用が増加する。ただし、金曜日は少ない。土曜日にも夜間の利用はそれなりにあるが、日曜日・祝日は非常に少なく、いくつかの公共体育施設でも日曜日・祝日は、18～19時には閉館してしまう施設も見られる。

② 由利本荘市内主要体育施設の日曜日・祝日夜間（19:00～21:00）の利用率

	H26	H27
由利本荘市総合体育館(メインアリーナ)	97%	98%
由利本荘市総合体育館(サブアリーナ)	82%	90%
本荘コミュニティ体育館	56%	92%

③ 県内主要体育館開館時間および貸出時間基準

	開館時間	貸出時間基準
由利本荘市総合体育館	9時00分～21時00分	1時間単位
秋田県立体育館	9時00分～21時00分	1時間単位
秋田市立体育館	9時00分～21時00分	1時間単位
大館樹海体育館	9時00分～21時30分	1時間単位
能代市総合体育館	9時00分～21時30分	1時間単位
横手市増田体育館	9時00分～22時00分	4時間（以降1時間単位）

④ 開館時間（案）

県内の主要な体育館では、全ての体育館で9時開館であるが、閉館時間は21時から22時までとなっている。本施設では利用時間区分での利用方法を検討しており、また、開館時間が長いことで指定管理料及び光熱水費等に影響を及ぼすことから、由利本荘アリーナでは、開館時間を9時00分～21時30分とする。

また、日曜祝日における19時以降の開館については、由利本荘市総合体育館及び本荘コミュニティ体育館の利用率が高いことから、開館後の利用状況を確認し、平成31年度以降の方向性を市と指定管理者で協議し決定することとする。

(4) 利用時間枠について

- ① 1時間単位の貸出ではなく、利用時間枠での貸出は、現在、全国の多くの自治体で利用時間枠での貸出を実施しており、施設の稼働率向上にもプラス要因となることから、総合防災公園アリーナでは、下記利用時間枠(3時間)での貸出ととする。ただし、調理室及び会議室として使用が想定される個所に関しては、利用者の利便性を考慮し、1時間単位での貸出とする。
- ② 利用時間枠設定案

午前枠	午後枠1	午後枠2	夜間枠
9:00～12:00 3時間	12:30～15:30 3時間	15:30～18:30 3時間	18:30～21:30 3時間

(5) 利用割合について

- ① メインアリーナは、主にプロスポーツや各種大会、興行の開催会場として、サブアリーナは市民のスポーツ活動の場としての利用が想定されるが、各週末における利用割合は下記のとおりとする。

メインアリーナ	
プロスポーツ・イベント・各種大会利用	40週末以内
一般利用・個人利用	上記以外(平均:月1回)
サブアリーナ	
イベント・各種大会利用	16週末以内
一般利用・個人利用	上記以外(平均:月3回)

(6) 連続利用日数について

- ① 公益性に影響を及ぼさない範囲での連続利用日数(最大1週間)を認めることとする。

(7) 利用料金について

- ① 貸館事業の利用料金は、施設利用料金と設備等利用料金とする。
- ② 利用料の割増は、入場料を徴収する大会、営利的利用、興行利用、商品展示会等に対して行うものとする。
- ③ 土日及び祝祭日の利用料金は平日利用料金から2割増しとする
- ④ 市外者・市外団体等に対する利用料は、市民・市民団体等に対する利用料金の5割増しとする。

(8) 利用料金の決定方法について

利用料金は、近隣類似施設の現状を考慮した料金設定を市が条例及び規則で定め、その金額を上限として指定管理者が市の承認を得た上で設定する。

① 由利本荘市総合体育館の使用料金等及び反映方針

	使用料金等	総合防災公園アリーナへの反映方針
メインアリーナ一般利用	510 円/h (全面) 260 円/h (半面)	半面利用の場合は、260 円でバスケットコート 1 面を借りられ、スポーツ教室などの自主事業にも影響が出ると考えられることから、市民利用のバランスも踏まえつつ、県内主要体育館の料金等も考慮し決定する。
メインアリーナ興行利用	1,020 円/h (全面)	秋田市立体育館が 49,980 円/h、能代市総合体育館が 36,960 円/h、大館樹海体育館が 36,000 円/hであることを考えても、営利目的の料金については、県内主要体育館とのバランス等を考慮し決定する。
冷暖房	利用料金の 20 %	利用料金が安価なため、採算割れしている状態。 少なくとも実費に近い金額とする。
備品利用	無料	放送設備や椅子などの競技用以外の備品を使用する場合の料金設定を新たに新設する。 ただし、バスケットゴールやバレーのポール、ネット等の競技用備品については無料とする。

② 由利本荘市内体育施設使用料金

アリーナ (一般利用)	410 円/h (全面)	200 円/h (半面)
アリーナ (興行利用)	820 円/h (全面)	

③ 県内主要体育館メインアリーナ使用料金(バスケットコート 1 面分)

	一般利用 / 1 時間	興行利用 / 1 時間
由利本荘市総合体育館	260 円	510 円
秋田県立体育館	790 円～1,570 円	11,830 円～31,250 円
秋田市立体育館	510 円	24,990 円
大館樹海体育館	500 円	12,000 円
能代市総合体育館	1,150 円	18,480 円
横手市増田体育館	260 円～390 円	2,620 円～5,250 円

④ 秋田県武道場 (小道場・剣道場・柔道場) 利用料金

	一般利用 / 1 時間	面積
秋田県立武道館	1,650 円	33m × 16m

⑤ 県内合宿施設宿泊料金

	小中学生	一般
トレーニングセンター (秋田市)	1,230 円～1,550 円	2,080 円
アリナス (能代市)	1,530 円	2,550 円

(9) 基本となる施設利用料金(案)について

(1時間単位)

アリーナゾーン	利用者種別等	利用時間帯	利用面積	金額
メインアリーナ	アマチュアスポーツ (入場料なし)	平日 9:00 ~ 12:00 (午前枠)	1 / 4面	660円
サブアリーナ	アマチュアスポーツ (入場料なし)	平日 9:00 ~ 12:00 (午前枠)	1面	660円
剣道場・柔道場	アマチュアスポーツ (入場料なし)	平日 9:00 ~ 12:00 (午前枠)	1 / 2面	660円
多目的室兼 選手控室	アマチュアスポーツ (入場料なし)	全日	1 / 3室	110円
プロ選手控室	プロスポーツ	全日	1室	1,320円
諸室(※)	アマチュアスポーツ (入場料なし)	全日	1室	110円
フィットネス スタジオ	利用種別問わず 営利目的外	平日 9:00 ~ 12:00 (午前枠)	1室	660円
SHOP	営利、非営利問わず	全日	1スペース	330円
ホワイエ他	営利、非営利問わず	全日	20㎡ (1㎡毎)	100円 (5円加算)
鳥海ラウンジ	営利目的	月額180,000円の範囲内		

※諸室とは、審判控室、主催者室及び大会医務室をいう

コミュニティゾーン	利用者種別等	利用時間帯	利用面積	金額
大会議室	サークル等	全日	1室	660円
小会議室	サークル等	全日	1室	330円
調理室	合宿時利用	全日	1室	無料
	サークル等	全日	1室	990円
大宿泊室兼多目的室 (会議・集会利用)	サークル等	全日	1室 (24畳)	330円
大宿泊室兼多目的室 (合宿利用)	学生	全日	1泊 / 1人	1,100円
	学生以外	全日	1泊 / 1人	1,650円
小宿泊室兼多目的室 (合宿利用)	不問	全日	1泊 / 1人	2,200円

屋外ゾーン	利用者種別等	利用時間帯	利用面積	金額
屋根付グラウンド	アマチュアスポーツ (入場料なし)	平日 9:00 ~ 12:00 (午前枠)	1 / 2面	660円

個人利用	利用者種別等	利用時間帯	利用時間	金額
トレーニングルーム	中学校生徒以上	全日	2時間以内	440円
ボルダリング	小、中学校生徒	全日	2時間以内	110円
	高校生以上			220円
ランニングコース	小、中学校生徒	全日	2時間以内	50円
	高校生以上			110円
シャワー室	不問	全日	1人1回	110円
ロッカー	不問	全日	1箱1回	110円

① 利用時間枠による利用料金設定について

利用者の増加が予想される利用時間枠は、それに伴う職員の配置及び職員人件費を考慮して割増料金を設定する。

対象施設	
アリーナゾーン	メインアリーナ、サブアリーナ、剣道場、柔道場 フィットネススタジオ
屋外ゾーン	屋根付グラウンド

- 午後枠1・・・午前枠と同額
- 午後枠2・・・午後枠1の1.1倍
- 夜間枠・・・午後枠2の1.1倍

② 利用形態による割増利用料金の設定について

対象施設	
アリーナゾーン	メインアリーナ、サブアリーナ、剣道場、柔道場 フィットネススタジオ
屋外ゾーン	屋根付グラウンド

- 集会・式典・コンベンション等で入場料を徴収する場合・・・2倍
- アマチュアスポーツで入場料を徴収する場合・・・2倍
- 見本市、商品展示会等で利用する場合・・・3倍
- 興行目的(プロスポーツ)で利用する場合・・・5倍
- 興行目的(プロスポーツ以外)で利用する場合・・・10倍
- 準備又は撤収作業のみに要する日の利用料金・・・上記により算出した額の5割

対象施設	
コミュニティゾーン	大会議室、小会議室、調理室、多目的室

- 営利目的で利用する場合・・・5倍

⑤ 土曜、日曜、祝祭日の利用料金設定について

対象施設	
アリーナゾーン	メインアリーナ、サブアリーナ、剣道場、柔道場 フィットネススタジオ
屋外ゾーン	屋根付グラウンド

- 平日利用料金の1.2倍

⑥ 市民以外、市外団体等の利用料金設定について

対象施設	
アリーナゾーン	メインアリーナ、サブアリーナ、剣道場、柔道場 フィットネススタジオ
屋外ゾーン	屋根付グラウンド

- 市民、市民団体等の利用料金の1.5倍

(10) 設備等利用料金(案)について(現在想定されるもの)

① 利用者が入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合

競技種目、付帯設備等	利用単位	利用区分	利用料金限度額
メインアリーナ照明料金 (全面利用・全点灯)	一式	1時間	880円
メインアリーナ照明料金 (全面利用・1/2点灯)	一式	1時間	440円
サブアリーナ照明料金(全点灯)	一式	1時間	220円
サブアリーナ照明料金(1/2点灯)	一式	1時間	110円
メインアリーナ空調料金	一式	1時間	積算依頼中
サブアリーナ空調料金	一式	1時間	積算依頼中
メインアリーナ放送設備 (ワイヤレスマイク2本含む。)	一式	1日	1,100円
サブアリーナ音響装置 (ワイヤレスマイク2本含む。)	一式	1日	550円
剣道場・柔道場音響装置 (ワイヤレスマイク2本含む。)	一式	1日	550円
会議室音響装置 (ワイヤレスマイク2本含む。)	一式	1日	550円
ワイヤレスマイク (3本目から)	1本	1日	220円
可動席(1ブロック80席)	1ブロック	1日	積算依頼中
椅子(61脚目から)	1脚	1日	50円
長机(21脚目から)	1脚	1日	100円
演台	1台	1日	550円
花台	1台	1日	220円
花瓶	1個	1日	220円
国旗及び市旗	各1枚	1日	110円
表彰状盆	1個	1日	220円

※メインアリーナを分割して使用する場合の照明料金及び空調料金の利用料は、本表利用料からその分割相当額とする。

② 利用者が入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合

競技種目、付帯設備等	利用単位	利用区分	利用料金限度額
メインアリーナ照明料金 (全面利用・全点灯)	一式	1時間	1,760円
メインアリーナ照明料金 (全面利用・1/2点灯)	一式	1時間	880円
サブアリーナ照明料金(全点灯)	一式	1時間	440円
サブアリーナ照明料金(1/2点灯)	一式	1時間	220円
メインアリーナ空調料金	一式	1時間	積算依頼中
サブアリーナ空調料金	一式	1時間	積算依頼中
メインアリーナ放送設備 (ワイヤレスマイク2本含む。)	一式	1日	2,200円
サブアリーナ音響装置 (ワイヤレスマイク2本含む。)	一式	1日	1,100円
剣道場・柔道場音響装置 (ワイヤレスマイク2本含む。)	一式	1日	1,100円
会議室音響装置 (ワイヤレスマイク2本含む。)	一式	1日	1,100円
ワイヤレスマイク (3本目から)	1本	1日	440円
可動席(1ブロック80席)	1ブロック	1日	積算依頼中
椅子(61脚目から)	1脚	1日	110円
長机(21脚目から)	1脚	1日	220円
演台	1台	1日	1,100円
花台	1台	1日	440円
花瓶	1個	1日	440円
国旗及び市旗	各1枚	1日	220円
表彰状盆	1個	1日	440円
チケット売場	1室	1日	10,000円

※メインアリーナを分割して使用する場合の照明料金及び空調料金の利用料は、本表利用料からその分割相当額とする。

(11) 優先利用について

- ① 施設の設置目的に合致し、公益上特に必要と認められる場合は、一般利用の予約が始まる前に優先利用として申請を受け付けることができることとする。

○優先利用の例

- ・市が行政目的のために使用する場合
- ・市以外の官公署が行政目的のために使用する場合
- ・市内の公共的団体が公益目的のために体育事業に利用する場合
- ・市の許可を得た興行等に使用する場合
- ・その他市長が特別に認める事業のために利用する場合

(12) 一般利用予約の優先順位について

- ① 施設予約の優先順位は下表とし、優先順位 2 から 4 及び 6 については、市担当課と指定管理者が受付終了翌月の第 1 週目に重複等を調整し決定することとする。
- ② 優先順位 1 及び 2 は、メインアリーナ、サブアリーナ、剣道場、柔道場、その他必要な施設全てを貸切利用する場合に限る。

優先順位	受付開始	受付方法
1 ・大規模大会 (国際、全国、東北、 全県大会等) ・興行利用	使用開始日の前々年度～	申請書の提出 (原則先着順)
2 ・上記の大会、興行および 公的機関主催の大会等	前年度10月上旬～10月31日 (一次募集)	仮予約申請の提出 (重複は調整)
3 ・大会使用等 (地区大会以下もしくは は一般行事)	上記の一次募集が終了後、 募集開始(二次募集) 11月10日～11月30日	仮予約申請の提出 (重複は調整)
4 ・上記調整(二次募集) に漏れた大会 (三次募集)	12月10日～12月28日	仮予約申請の提出 (重複は調整)
5 ・指定管理者による自主 事業		
6 ・上記以外の大会および 催し物	上記大会および自主事業決 定以降随時受付 2月1日～2月28日	仮申請書の提出 (原則先着順)
7 ・インターネット予約 (利用者登録済団体)	【抽選申込み】 抽選月(3月・6月・9月・ 12月)に抽選(例:3月抽 選は4月・5月・6月分一括 抽選) 【抽選結果の発表】 抽選月(3月・6月・9月・ 12月)の13日 【空き施設の予約】 受付開始月の13日～使用開 始日1週間前まで	由利本荘市公共施設予約 システムによる予約

優先順位		受付開始	受付方法
8	・一般専用使用 (市民)	使用開始日のインターネット予約抽選終了後～使用開始日の前日	予約が入っていない時間に限り申請書の提出 (原則先着制)
9	・当日専用使用 (当日申請)	当日午前9時より	予約が入っていない時間に限り申請書提出 (原則先着順)

※ イベント・大会等でアリーナを全面使用する際は、主催者は必ず施設職員と使用日の3週間前までに、大会の打合せを行うこと。

※ 予約なしでの当日の利用については、施設に予約のない時間であれば当日の開館時間から受付ける。

(13) 施設利用申請書の提出期限について

予約時期等	利用申請書の提出期限
優先順位1から4及び6	利用日の5か月前の前日(ただし、利用日の5か月前から利用日当日の利用時間の開始前までに予約した場合は、速やかに提出すること。)
優先順位7又は8で利用日の2か月前の前日以前	予約した日の翌日から起算して14日
優先順位7、8又で、利用日の2か月前から15日前まで	予約した日の翌日から起算して7日
優先順位7、8で、利用日の14日前から4日前まで	予約した日の翌日から起算して3日
優先順位7、8で、利用日の3日前及び2日前	予約した日の翌日
優先順位7から9で、利用日の前日及び当日	利用日当日の利用時間の開始前まで

(14) 利用料金の納付について

- ① 優先順位1から4及び6までについては、利用日の5か月前の前日までに当該利用料金の1割を納付するものとする。ただし、利用の予約をした日が利用日の5か月前から定めた納付期限までに該当する場合は、速やかにこれを納付しなければならないものとする。
- ② 納付された額を除く当該利用料金の納付期限については、指定管理者が別に定めることとする。
- ③ 優先順位7から9については、次の表のとおり納付しなければならない。

予約日の属する期間	利用料金の納付期限
利用日の2か月前の前日以前	予約した日の翌日から起算して14日
利用日の2か月前から15日前まで	予約した日の翌日から起算して7日
利用日の14日前から4日前まで	予約した日の翌日から起算して3日
利用日の3日前及び2日前	予約した日の翌日
利用日の前日及び当日	利用日当日の利用時間の開始前まで

(15) 利用料金の返還について

- ① 既に納めた利用料金は、返還しない事を原則とするが、市で定めるとき、又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、その利用料金の全部又は一部を返還することができることとする。
- ② 利用料金返還理由と返金割合案
 - ア 利用者の責めに帰さない事由により施設等の利用ができなくなったとき。
 - a 全利用時間利用できなかったとき 全額
 - b 利用時間の3分の2までに相当する時間以内の利用になったとき 半額
 - イ 次に掲げる期限までに利用者から施設の利用の取消しの申請があったとき。
 - a 利用日の5か月前の前日・・・全額
 - b 利用日の5か月前から3か月前の前日・・・7割5分の額
 - c 利用日の3か月前から1か月前の前日・・・5割の額
 - d 利用日の1か月前から2週間前の前日・・・2割5分の額
- ③ 利用の変更承認をした場合において、変更後の利用料金の額が既納の利用料金の額未満であるときは、その差額を返還する。

(16) 施設利用料金減額、免除の考え方について

- ① 市の集会施設や体育施設などの「公の施設」は、利用する人の一定の負担の下、市民に平等・公平に提供されなければならない。
- ② 本施設の利用料金は指定管理者の収入となるため、利用金の減額、免除となる団体が多い場合、指定管理料に直結することや、市民への平等・公平の観点から総合防災公園施設利用料にかかる減免対象や減免割合を条例及び施行規則等で定めるものとする。

参考：由利本荘市体育館条例より抜粋

(使用料の減免)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する事業に使用する場合
- (2) 市の後援を得て行う事業に使用する場合
- (3) 行政活動への協力目的等で使用する場合
- (4) 市長が特に必要があると認める団体等が使用する場合
- (5) 前各号の場合のほか市長が特に必要があると認める場合

(17) 施設利用料減額・免除取扱（案）について

(減額・免除の適用区分等)

- ① 使用料の減額・免除の適用区分は、次に掲げるとおりとする。
- ・市が主催又は共催する事業に使用する場合・・・免除
 - ・市の後援を得て行う事業に使用する場合・・・5割減額
 - ・行政活動への協力目的等で使用する場合・・・免除
 - ・市長が特に必要があると認める団体等が使用する場合・・・免除又は5割減額
 - ・そのほか市長が特に必要があると認めた場合・・・免除又は5割減額
- ② 団体等の使用が①（市の後援を得て行う事業に使用する場合を除く。）のいずれかに該当し、使用料を免除することができる場合は、次の表のとおりとする。ただし、入場料等を徴収する場合又は宴席に利用する場合は、市が主催又は共催する事業に使用する場合を除いて、この限りでない。

市が主催又は共催する団体 (後援、協賛を除く)	市議会、付属機関、審議会、協議会等で、当該団体が行政 施策・事務を執行するとき
行政活動への協力目的等で 利用する団体	市などの行政機関の要請に基づく会議などで、当該団体が 使用するとき
町内会等の団体	町内会等が本来の目的で使用するとき
行政活動を保管する目的で 活動する団体	民生児童委員協議会、地区振興会等で、当該団体が本来の 活動で使用するとき
市が特に認める福祉関係団 体及び社会奉仕目的で活動 する団体	福祉関係団体やボランティア活動団体で、当該団体が本来 の目的で利用するとき
当該施設の管理運営委託団 体	指定管理者が公共目的で利用するとき
保育園、幼稚園、小・中学 校、特別支援学校等教育目 的で活動する団体	正規の教育課程又はこれに準じた教育目的で、当該団体が 利用するとき

- ③ 団体等の使用が①（市が主催又は共催する事業に使用する場合及び行政活動への協力目的等で使用する場合を除く。）のいずれかに該当し、使用料を減額することができる場合は、次の表のとおりとする。ただし、入場料等を徴収する場合及び宴席に利用する場合はこの限りでない。

市がその活動を後援する団体	由利本荘市共催等に関する取扱要綱により当該団体の後援を承認したとき
市が認める公共的団体	商工会等の公共的団体及び申請に基づき市が市民活動団体と認めた団体の活動で使用するとき
市が認める社会教育団体やまちづくり団体などの市民活動団体	由利本荘市公の施設使用料減額・免除団体登録要綱により市が市民活動団体と認めた団体の活動で、当該団体が本来の活動で使用するとき
市内の高等学校、大学等の団体	市内の高等学校、大学等の正規の教育課程又はこれに準じた教育目的で、当該団体が利用するとき
小・中学生で組織する団体	スポーツ少年団や中学校の部活動などで、当該団体が本来の目的で利用するとき

- ④ 減額後の使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(適用除外)

- ⑤ 使用料を減額・免除することができる団体であっても、次のいずれかに該当する使用については、使用料の減額・免除は行わないものとする。ただし、市又は市の関係機関に分類される団体については、この限りでない。
- ・使用目的が専ら営利活動、政治活動、宗教活動である場合
 - ・団体の活動目的に直接関連せず、私的な趣味活動等を目的とする場合
 - ・附属の設備、備品等を使用する場合

V章 事業計画

1. 事業計画の方針

本施設の事業は、貸館等による収益を上げる一方、本市が掲げるスポーツ振興計画の理念を実現できる全市的施設として、地域スポーツの活性化や健康増進、大会、イベント等の誘致による地域間交流の拠点としての公益性の両立が重要であり、本施設が本市の賑わいの創出と地域振興の核となるよう事業を行う。

2. スポーツ振興

(1) 地域スポーツ関連団体や指導者等の連携や支援

- ① 生涯スポーツの推進に向け、地域のスポーツ団体や指導者等との連携や支援を積極的に展開し、地域団体活動の活性化に寄与する。

(2) スポーツ教室の開催

- ① 多世代が多種目においてそれぞれのニーズに即したスポーツ教室を開催する。

(3) トップアスリート招聘事業

- ① 各競技種目のトップアスリートを招聘し、地域住民がトップアスリートとふれあうことで、スポーツへの参加機会の増大を図るとともに環境啓蒙活動を通じて子供達の健全育成に繋げる。

(4) 地域のスポーツ情報の受発信

- ① 施設内に地域スポーツ情報等（大会・試合等の案内や結果、地域団体の取組などの紹介等）を収集し、幅広い利用者に向け発信する。
- ② スポーツや健康等に関する雑誌等を配置するなど、利用者がスポーツに興味・関心を示す情報を提供を心がける。

(5) スポーツ行政等への協力業務

- ① 施設の事前確保や運営調整、市民向け広報など、スポーツ行政に対して業務協力を行う。

(6) イベント・大会・合宿等の誘致

- ① 本施設で実施が望まれるイベントや興行、広域的なアマチュアスポーツ大会、合宿は、市外、県外からも多く人々が来場し、経済効果も高まり、賑わい創造や地域活性化につながることから、積極的に誘致活動を展開する。

★由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッション

(1) スポーツコミッションとは

関西経済同友会	スポーツを重要産業ととらえ、スポーツに特化して都市マーケティングを担う専門組織
日本 スポーツコミッション	スポーツを活用したまちづくりや地域づくりを推進することによって地域の活性化を図るという目的を達成するために地域において設立された組織、ないしは当該組織
さいたま スポーツコミッション	スポーツ資源を有効活用することで来訪者の増加を図り、地域経済の活性化を牽引する中核組織

※日本においては、2011年さいたま市が「さいたまスポーツコミッション」を設立。その後、佐賀県や十日町市などで同様の組織が立ち上がり、2013年10月新潟市文化・スポーツコミッションは日本で初めて文化を冠した取り組みをするコミッションとして活動を開始している。

【先進地事例】

○さいたま市の取組み（さいたまスポーツコミッション）

さいたま市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を最大限活用し、各種競技大会等スポーツ関連イベントの誘致に向け、宿泊・交通の手配など様々な企画・運営の支援を行うとともに、地域スポーツの振興と地域経済の活性化を図ることを目的に組織された団体。

「スポーツによる地域経済活性化のエンジン（推進機関）」として、スポーツ、経済、観光の関係団体、行政機関などから構成され、公益社団法人さいたま観光国際協会が事務局を担っている。

○新潟市の取組み（新潟市文化・スポーツコミッション）

新潟市文化・スポーツコミッションは、本市のさらなる文化度の向上・スポーツの振興、地域経済の活性化を図るため、文化・スポーツに関する大会・会合といった文化、スポーツイベント等を誘致し、開催支援等を行う官民一体型の組織。

- ・新潟市内の文化・スポーツ施設に関する情報を提供
- ・宿泊、交通、イベント等運営に関わる業者を紹介
- ・新潟市内の観光スポットや飲食店などの情報を提供
- ・イベント等開催についてホームページに掲載するなど、広報活動を支援
- ・新潟市コンベンション開催補助金申請にかかる相談
- ・上記のほか文化・スポーツイベント等の開催に関する相談

(2) 由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッションの設立

由利本荘総合防災公園アリーナを「生涯スポーツの推進拠点」に位置づけ、官民一体となってスポーツイベント等を誘致し開催支援を行うことで、スポーツの振興やスポーツ観光による地域経済活性化を図る。

(3) 由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッションの役割

① 誘致活動と情報収集

市内及び県内各競技団体との連携を強化し、中央の競技団体やトップスポーツの運営事務局等の訪問、日本スポーツツーリズム推進連携機構が開催するカンファレンス等を活用して、広く情報収集を進める。

② スポーツ大会やイベント、合宿の受入支援

大会や合宿を開催する際の協議会場や宿泊施設、交通機関等に関する情報提供や提案、支援、調整を行い、参加者のニーズに対応できる体制づくりをする。

③ 観光分野との連携

地域への経済波及効果を高めるため、地域の観光団体や経済団体と連携して、大会参加者への観光や名産品の情報提供、及び満足度向上に向けた取り組みを構築する。

④ 広報・PR活動

パンフレットなどの作成のほか、SNSなどインターネット環境を活用して、本市におけるスポーツの振興につながるようなイベント等の開催など、本市スポーツ・ヘルスコミッションの活動や市のスポーツに関する情報の発信を行う。

⑤ 生涯スポーツと健康増進

市で推進している「インターバル速歩」や「健康の駅」事業と連携して、効果検証の情報発信など実践者及び登録者の拡大へ向けた取り組みをする。

◎上記5つの活動を中心に、地域のスポーツマーケティングをワンストップで担う専門組織として活動する。

(4) 由利本荘市スポーツ・ヘルスコミッションの活動内容について

【招致・誘致活動】
★活動内容
<ul style="list-style-type: none">・スポーツ団体とのパイプづくり・誘致対象イベントの選定・誘致条件の把握・合宿、大会開催助成金及びイベント助成金等の財源確保
★短期的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・誘致イベントの戦略的方針の決定・誘致イベントのターゲットリスト整備・全国、東北及び県各種スポーツ団体へのアプローチ
★長期的な取り組み
<ul style="list-style-type: none">・全国大会、東北大会、全県大会の開催誘致・プロバスケット公式戦、プレシーズンマッチ等の開催誘致・スポーツ合宿の誘致

短期的な取り組み			
平成 27 年度	設立検討会		各種スポーツ団体への アプローチ ↓
平成 28 年度	コミッション設立	戦略的方針決定 ターゲットリスト作成	
平成 29 年度			各種スポーツ団体との ネットワークを順次拡大 ↓
平成 30 年度	アリーナ完成		
平成 31 年度		戦略的方針再検討	

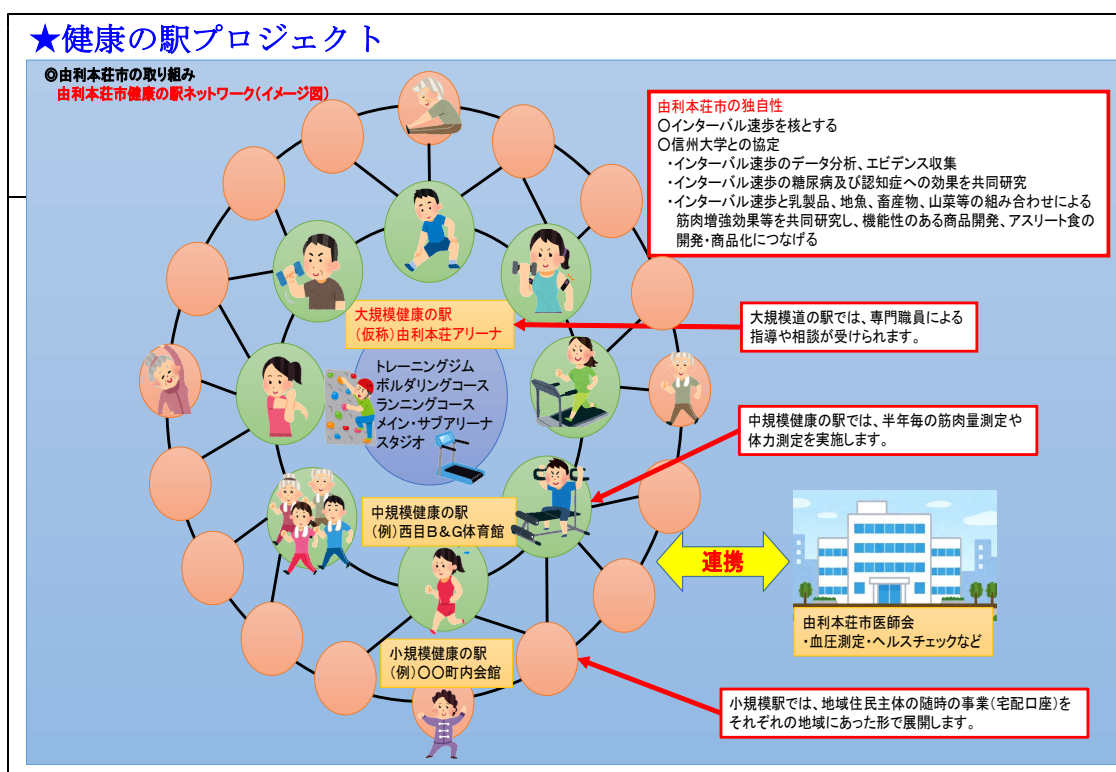
長期的な取り組み			
平成 28 年度	全国大会等開催誘致	プロ公式戦等開催誘致	スポーツ合宿誘致活動
平成 29 年度	↓ 助成金確保 ↓ 大会等開催 ↓	↓ 公式戦等開催 ↓	補助金確保
平成 30 年度			スポーツ合宿
平成 31 年度			
平成 32 年度			

3. 健康増進振興

本施設を「大規模健康駅」と位置づけ、市民に対し、インターバル速歩を核とした健康増進プログラムを提供するほか、全ての市民の健康増進のため、医療および福祉関係機関と連携して、幅広く継続して取り組むことができる健康プログラムや運動教室の開催を提案します。

(1) 健康増進事業例

- ① 健康づくり講座（講話、調理実習、運動実技など）
- ② インターバル速歩教室
- ③ メタボリックシンドローム予防及び効果対策プログラムの実施
- ④ 高齢者向け健康づくり教室
- ⑤ ストレッチ体操
- ⑥ 上記以外に実施する民間ノウハウを用いた健康増進事業



4. 地域コミュニティ促進

子供からお年寄りまでの幅広い年齢層に親しまれ、地域コミュニティの促進と賑わい交流の場としての役割を果たすため、その環境づくりに努める。

(1) 日常的に訪れたい環境づくり

- ① 多くの人がいつでも気軽に集い、散歩や憩いの場となるよう多目的広場の整備を日常的に行う。
- ② 町内会が本来の活動のために利用する場合は、施設利用料金を免除し、集会やスポーツ大会、講演会等の町内会活動を支援する。
- ③ 地域コミュニティの活動内容を積極的に広報・情報発信するなどにより、各団体の活動に対する意識を高め、新たな活動への動機の創出、活動の拡大化・充実化の誘発などを促進し、地域コミュニティの活性化につなげる。
- ④ プレイルーム(子育て支援スペース)を遊具を設置して、子育て世代の交流の場を提供する。

(2) 地域活性化拠点施設となる取り組み

- ① メインアリーナ等を活用して、各地域の伝統芸能等を一同に会した祭典の開催等を検討する。

5. 防災拠点の機能維持

本施設及び敷地内は、自然災害等の緊急時の広域防災拠点として、火災や津波などの二次災害から市民の生命と財産を守る「約2万人の一次避難所」及び「約3千人の避難所」としての役割を果たすことになる。

そのため、万が一自然災害等の緊急事態が発生した場合に備え、人命救護を最優先して予め定められた初動対応を行えるよう、マニュアルを文書化するなど、日常から災害等の発生に備えて取り組み、防災拠点としての機能維持に努める。

(1) 予防措置の実施

- ① 業務従事者に対し、防災・防犯並びに緊急発生時における指導・訓練を定期的に行う。特に、二次災害等の防止の視点からも、危険物や火気の取扱いの注意や非常警報器具等の保守点検を行うなど、事前に対策を講じる。
- ② 自動体外式除細動器(以下「AED」)の取扱方法を業務従事者に習得させるとともに、最低常時1名以上は、普通救命講習の修了者等を配置する。

(2) 災害備蓄品の管理

- ① 災害発生時に避難者へ速やかに災害備蓄品の提供が行えるよう、災害備蓄品リストを作成し管理を徹底するとともに、スポーツ備品等についても災害発生時の利活用を想定した計画とする。

6. 自主事業

(1) 自主事業の考え方

- ① 指定管理者は、施設の設置目的の範囲内で、市民サービスの向上に資する事業を指定管理者の創意工夫により、自主事業として実施することができる。
- ② 自主事業は、利用者から料金を徴収し、自らの収入とすることができるが、実施にあたっては、予め実施内容や料金、場所、実施体制等を市に提案し、承認を受けるものとする。
- ③ 自主事業は、基本的に施設利用者の妨げにならない範囲で実施することとし、多くの施設利用者が見込まれる時間帯や場所で独占的に利用して実施することは不可とする。

(2) 具体的な自主事業案

- ① アリーナ・コミュニティ施設を活用した教室・プログラム等に係る事業

アリーナゾーン・屋外ゾーンでの教室・プログラム
アリーナゾーンのメインアリーナ及びサブアリーナ、剣道場、トレーニングルーム、フィットネススタジオ1及び2、屋外ゾーンなどの空きスペースを活用して、スポーツ競技に関する教室事業や健康増進等に関するフィットネス事業を実施する。
コミュニティゾーンでの教室・プログラム
コミュニティゾーンの会議室や多目的室、調理室などを活用して、文化事業やカルチャー教室などの事業を実施する。
興行等の主催事業
興行などのイベントを指定管理者自らが主催者等となる場合は、興行によるチケット収入などの収入を自主事業として得ることができる。
物販販売等に係る事業
利用者への利便性向上として、SHOP1及び2やホワイエ等を活用して、スポーツ物品や軽食等の販売や自動販売機など設置することができる。
カフェの運営
体育館ゾーンの2階の設置した「鳥海ラウンジ」にて、カフェショップを自主事業として運営することができる。軽食などを提供することも可能であり、この場合は、関係法令を遵守し、必要に応じて保健所等に届け出等を行う。

VI章 開館準備

1. 開館準備に関する業務内容

本施設は、平成30年10月〇日の開館を予定しており、施設の開業準備業務については、指定管理者の業務とし、指定管理期間中の業務に支障がないように準備をするものとする。また、市は開館日の3か月前までに施設内に「開業準備室」を設置し、開業準備責任者を配属することを予定しており、新たな指定管理者は、この場所を利用して準備業務を行うこととする。なお、開館準備に関する主な業務は以下のとおりとする。

(1) 開館準備業務の範囲の確定

- ① 予約システム整備業務
- ② 事前広報、利用受付方法
- ③ 開館準備期間中のアリーナ維持管理業務

(2) 運営・維持管理体制の確立及び業務従事者等の研修

- ① 開館日に円滑な運営・維持管理業務を実施するために、業務実施体制図並びに従事者の研修計画を運営開始3か月前までに市に提出する。

(3) 年度事業計画書の策定

- ① 初年度の事業計画書を運営開始3か月前までに市に提出し、承認を得た上で、実施に向けた準備を行う。

(4) 利用申込受付

- ① 開館〇か月前から利用申込の受付を実施する。

2. 開館記念事業

本施設の開館を記念して開館式典並びに開館記念イベント等の事業を行う。

(1) 開館式典の実施

- ① 市民や市関係者等を対象とした開館式典を企画し実施する。

(2) 開館記念イベントの実施

- ① 本施設の開館を記念し、市民が広く参加することができる開館記念イベントを実施する。